

北海道運輸局公示第6号

(平成16年12月 1日一部改正)  
(平成19年11月26日一部改正)  
(平成21年 1月 9日一部改正)  
(平成21年 2月17日一部改正)  
(平成21年 3月25日一部改正)  
(平成26年 3月20日一部改正)  
(平成30年 8月27日一部改正)  
(令和 元年 8月30日一部改正)  
(令和 元年12月13日一部改正)  
(令和 2年 7月 1日一部改正)  
(令和 4年 2月 4日一部改正)  
(令和 5年 5月 1日一部改正)  
(令和 5年 7月10日一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る  
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第59号に規定する標記については、下記のとおり公示する。

平成14年4月24日

北海道運輸局長 中本光夫

記

運賃適用地域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
札幌A地区	1. 28 km	加算距離1回分を控除した距離
札幌B地区	1. 4 km	加算距離1回分を控除した距離
札幌C地区	1. 4 km	加算距離1回分を控除した距離
札幌D地区	1. 192 km	加算距離1回分を控除した距離

札幌E地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
旭川A地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
旭川B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
函館A地区	1. 3 1 3 k m	加算距離1回分 を控除した距離
函館B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
室蘭地区	1. 2 3 7 k m	加算距離1回分 を控除した距離
釧路A地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
釧路B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
帯広A地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
帯広B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
北見A地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
北見B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離

なお、上記の運賃適用地域のうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第4条で定める準特定地域における初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離については、「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の公定幅運賃の範囲の指定について（平成26年2月28日北海道運輸局公示第108号）」のとおりとする。

#### 附則

本公示は、公示の日から適用する。

附則（平成16年12月 1日付け北海道運輸局公示第58号）

本公示は、平成16年12月1日から適用する。

附則（平成19年11月26日付け北海道運輸局公示第61号）

本公示は、平成19年11月26日から適用する。

附則（平成21年 1月 9日付け北海道運輸局公示第88号）

本公示は、平成21年 1月 9日から適用する。

附則（平成21年 2月17日付け北海道運輸局公示第101号）

本公示は、平成21年 2月17日から適用する。

附則（平成21年 3月25日付け北海道運輸局公示第121号）

本公示は、平成21年 3月25日から適用する。

附則（平成26年 3月20日付け北海道運輸局公示第118号）

本公示は、平成26年 3月20日から適用する。

附則（平成30年 8月27日付け北海道運輸局公示第29号）

本公示は、平成30年10月1日から適用する。

附則（令和 元年 8月30日付け北海道運輸局公示第41号）

本公示は、令和元年10月1日から適用する。

附則（令和 元年12月13日付け北海道運輸局公示第74号）

本公示は、令和2年2月1日から適用する。

附則（令和 2年 7月 1日付け北海道運輸局公示第14号）

本公示は、令和2年7月1日から適用する。

附則（令和 4年 2月 4日付け北海道運輸局公示第56号）

本公示は、令和4年3月10日から適用する。

附則（令和 5年 5月 1日付け北海道運輸局公示第10号）

本公示は、令和5年5月31日から適用する。

附則（令和 5年 7月10日付け北海道運輸局公示第28号）

本公示は、令和5年8月10日から適用する。